

行政処分の公表

弊社富士宮営業所は、乗合バス事業において中部運輸局より以下の処分を受けました。
今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んで参ります。

1. 対象営業所

富士急静岡バス（株）富士宮営業所

2. 処分を受けた日

2019年10月17日

3. 処分の内容

「事業用自動車の車両停止（1両×10日間）」及び「文書警告」

4. 違反内容及び違反条項

- （1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の基準を遵守していなかった。（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- （2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
- （3）特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）
- （4）特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

5. 当該処分に基づき講ずる措置

4.（1）の事項につきまして、高速バス運行の際に連続運転4時間を超える渋滞が見込まれる場合は追加して休憩時間を確保する仕組みを構築しました。

4.（2）の事項につきまして、高速バスの宿泊が伴う勤務の点呼記録について、「対面」・「電話」の判別ができるよう管理方法を改めました。

4.（3）、同（4）の事項につきまして、高齢運転者の適齢診断の受診計画表作成時に年齢欄確認欄を設け、期日（65歳に達した1日以後1年以内に1回）を遵守する仕組みを構築しました。